

四半期報告書

(第58期第1四半期)

自 平成27年4月1日
至 平成27年6月30日

アイホン株式会社

名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル

(E01849)

目 次

頁

第58期 第1四半期 四半期報告書

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期連結財務諸表	10
2 その他	19
第二部 提出会社の保証会社等の情報	20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年8月7日
【四半期会計期間】 第58期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
【会社名】 アイホン株式会社
【英訳名】 AIPHONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 市川 周作
【本店の所在の場所】 名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル
【電話番号】 052(228)8181(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 和田 健
【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル
【電話番号】 052(228)8181(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 和田 健
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期 連結累計期間	第58期 第1四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	8,279	8,480	41,551
経常利益 (百万円)	49	153	3,014
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益又は親会社株主 (百万円) に帰属する四半期純損失(△)	△6	67	1,974
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△7	487	3,713
純資産額 (百万円)	42,491	42,212	41,970
総資産額 (百万円)	48,895	48,527	49,381
1株当たり四半期(当期) 純利益又は1株当たり四半期純 損失(△)	△0.35	4.11	115.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.89	84.33	82.54

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)」としております。
- 4 第57期及び第58期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第57期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社の企業集団（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、英国における営業の拠点づくりを推進するため、平成27年5月に英国に販売子会社としてアイホンUKを設立いたしました。アイホンUKでは、英国を中心に設計事務所及びデベロッパー等への川上営業を積極的に行っていくとともに、住宅市場及び業務市場における物件受注活動の強化を図ってまいります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」とし、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、政府の経済政策の効果を背景に、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなど緩やかな景気回復基調にあるものの、為替の変動による原材料や輸入品等の価格上昇が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況となりました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、日本国内におきまして、前年は低調であった住宅着工戸数は徐々に回復しつつあり、またインター・ホン設備等の更新需要も緩やかながら増加傾向となりました。海外市場におきましては、米国では業務市場を中心にセキュリティニーズが高く、引き合いが増加いたしました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、引き続き新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高84億8千万円（前年同四半期連結累計期間比2.4%増）、営業利益は1千1百万円（同56.4%減）、経常利益は1億5千3百万円（同208.2%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は6千7百万円（前年同四半期連結累計期間は親会社株主に帰属する四半期純損失6百万円）となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「米国」から「北米」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

セグメントの名称	会社名
日本	アイホン株式会社
北米	アイホンコーポレーション
欧州	アイホンS.A.S.、アイホンUK
タイ	アイホンコミュニケーションズ（タイランド）
ベトナム	アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）
その他	アイホンPTY、アイホンPTE.、愛峰（上海）貿易有限公司

《日本セグメント》

国内の住宅市場につきましては、当社の納入時期にあたる住宅着工戸数の減少から、戸建住宅及び集合住宅の新築物件への販売が減少いたしました。また、既設マンションのリニューアルにおきましては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動による影響が和らぎつつあり緩やかながら回復傾向となりましたが、住宅市場全体の売上といたしましては、新築での販売状況の影響により減少いたしました。

ケア市場につきましては、病院及び高齢者施設並びに高齢者住宅におきまして、「地域医療再生基金」や「介護基盤の緊急整備事業」が終息したことなどから、新築での出件数が減少し販売が減少いたしました。また、リニューアルにつきましては、新型ナースコールを中心とした積極的な提案活動が功を奏して販売が増加いたしましたが、新築での減少幅が大きく、ケア市場全体の売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は72億6千8百万円（前年同四半期連結累計期間比3.0%減）、営業損失は2億7千6百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失5千6百万円）となりました。

《北米セグメント》

販売子会社であるアイホンコーポレーションにつきましては、学校におけるセキュリティニーズに対して継続的な営業活動を行った結果、IPネットワーク対応インターホンの販売が順調に増加いたしました。また、集合住宅向けのGTシステムにおきましては前年に引き続きニューヨークエリア等での販売が増加いたしました。

これらの結果、売上高は17億2千4百万円（前年同四半期連結累計期間比25.0%増）、営業利益は1億4千6百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失4百万円）となりました。

《欧洲セグメント》

販売子会社であるアイホンS.A.S.につきましては、主要販売国であるフランスの住宅着工戸数が減少する中、前年市場投入いたしました戸建住宅向けテレビドアホンの販売が好調に推移いたしました。また、集合住宅におきましては、リニューアル物件への販売が増加いたしました。

これらの結果、売上高は8億7千8百万円（前年同四半期連結累計期間比0.5%増）、営業利益は3千5百万円（同454.9%増）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、平成27年5月に設立したアイホンUKを新たに連結子会社としており「欧洲」セグメントに含めております。

《タイセグメント》

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（タイランド）は、当社グループ向けの製品等を生産・出荷しております。当第1四半期連結累計期間におきましては、為替の影響やコストダウンにより、売上高は19億5千4百万円（前年同四半期連結累計期間比3.7%増）、営業利益は1億6千1百万円（同30.4%増）となりました。

《ベトナムセグメント》

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（ベトナム）は、当社グループ向けの製品等を生産・出荷しております。第二の海外生産拠点として稼動を開始し、生産高は徐々に増加しております。その結果、売上高は2億8千4百万円（前年同四半期連結累計期間比104.8%増）となりましたが、営業損失は3百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失3千1百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下、「方針決定」といいます。)を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

② 基本方針に関する取り組み

(イ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、以下のようないくつかの取り組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考え方の下でこれら取り組みを実施しております。

- ・当社は、平成25年4月から3カ年に及ぶ第5次中期経営計画を策定するにあたり、“輝け アイホン ~ 真の輝きを求めて~”を掲げ、その目指すべき方向として「近年低下している収益性を改善するとともに、高いシェアを誇れる企業集団にし、株主の皆様や社員など全てのステークホルダーにとって、魅力あるブランドカンパニーとする」ことを念頭に中期経営計画の達成に向けた取り組みを推進しております。
- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、さらに直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
- ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,500種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。
- ・当社は世界約70カ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ及びヨーロッパ並びにシンガポールや中国においては、現地の販売子会社を通じて積極的な販売活動を行っております。
- ・生産現場においては、タイ、ベトナムを含めグループ一体となって、生産性の向上とコストダウンに努めております。
- ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考え方の下、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。
- ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを承認いただきました。

③ 当社の取り組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(イ) ②(イ)の取り組みについて

②(イ)で記載した取り組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取り組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

(ロ) ②(ロ)の取り組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様の承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。

- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものしております。

- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える

内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

なお、本対応方針は株主意思の尊重の考えに基づき、3年ごとにその期間更新または廃止について定時株主総会の承認議案を上程することを予定しており、平成25年6月27日開催の第55回定時株主総会においては本対応方針を一部変更の上で、継続することを承認いただきました。このように本対応方針の継続について株主の皆様の意思が反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位維持につながることのないよう努めています。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、5億9百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成27年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,674,128	20,674,128	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	20,674,128	20,674,128	—	—

(注) 平成27年8月4日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式2,454,128株を消却することを決議いたしました。この結果、消却予定日である平成27年8月10日をもって、発行済株式総数は18,220,000株となる予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	20,674,128	—	5,388	—	5,383

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

(平成27年6月30日現在)

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 4,361,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,289,600	162,896	—
単元未満株式	普通株式 23,028	—	—
発行済株式総数	20,674,128	—	—
総株主の議決権	—	162,896	—

②【自己株式等】

(平成27年6月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) アイホン株式会社	名古屋市中区新栄町 一丁目1番 明治安田 生命名古屋ビル	4,361,500	—	4,361,500	21.12
計	—	4,361,500	—	4,361,500	21.12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	12,488	13,439
受取手形及び売掛金	9,628	7,287
電子記録債権	475	441
有価証券	2,484	2,383
製品	3,274	3,356
仕掛品	1,633	1,894
原材料	3,052	3,001
繰延税金資産	775	833
その他	365	376
貸倒引当金	△78	△68
流动資産合計	34,099	32,946
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,850	5,691
減価償却累計額	△4,195	△4,056
建物及び構築物（純額）	1,654	1,634
機械装置及び運搬具	1,418	1,422
減価償却累計額	△1,071	△1,090
機械装置及び運搬具（純額）	346	332
工具、器具及び備品	6,840	6,847
減価償却累計額	△5,996	△5,979
工具、器具及び備品（純額）	844	868
土地	1,914	1,914
リース資産	134	134
減価償却累計額	△52	△59
リース資産（純額）	81	75
建設仮勘定	16	23
有形固定資産合計	4,859	4,849
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	7,626	7,935
繰延税金資産	73	16
退職給付に係る資産	187	208
その他	2,537	2,573
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	10,422	10,731
固定資産合計	15,281	15,581
資産合計	49,381	48,527

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,419	1,429
リース債務	28	28
未払法人税等	248	156
製品保証引当金	170	161
賞与引当金	—	482
その他	3,903	2,366
流動負債合計	5,770	4,624
固定負債		
リース債務	58	51
繰延税金負債	8	70
再評価に係る繰延税金負債	124	124
退職給付に係る負債	77	75
その他	1,371	1,368
固定負債合計	1,640	1,690
負債合計	7,411	6,314
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,388	5,388
資本剰余金	5,383	5,383
利益剰余金	34,692	34,514
自己株式	△7,477	△7,478
株主資本合計	37,986	37,808
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,785	2,080
繰延ヘッジ損益	—	1
土地再評価差額金	△443	△443
為替換算調整勘定	1,577	1,605
退職給付に係る調整累計額	△146	△130
その他の包括利益累計額合計	2,773	3,114
非支配株主持分	1,209	1,289
純資産合計	41,970	42,212
負債純資産合計	49,381	48,527

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	8,279	8,480
売上原価	4,703	4,755
売上総利益	3,576	3,725
販売費及び一般管理費	3,549	3,714
営業利益	26	11
営業外収益		
受取利息	8	8
受取配当金	61	50
受取家賃	19	8
為替差益	13	132
その他	9	10
営業外収益合計	112	210
営業外費用		
支払利息	1	1
売上割引	51	51
その他	36	15
営業外費用合計	89	68
経常利益	49	153
特別利益		
固定資産売却益	3	2
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	1	2
特別損失合計	2	2
税金等調整前四半期純利益	51	154
法人税等	59	31
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△7	123
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△0	56
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△6	67

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△7	123
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	130	295
繰延ヘッジ損益	0	1
為替換算調整勘定	△148	51
退職給付に係る調整額	16	15
その他の包括利益合計	0	364
四半期包括利益	△7	487
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8	407
非支配株主に係る四半期包括利益	△16	79

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、平成27年5月に設立したアイホンUKを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	711百万円	567百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	152百万円	180百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	370	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	244	15	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	北米	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	5,952	1,376	872	—	—	8,201	77	8,279	—	8,279
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,537	3	1	1,884	138	3,565	—	3,565	△3,565	—
計	7,490	1,379	874	1,884	138	11,766	77	11,844	△3,565	8,279
セグメント利益 又は損失 (△)	△56	△4	6	124	△31	37	△7	30	△4	26

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港及びシンガポール並びに上海の現地法人の事業活動を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	北米	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	5,624	1,720	877	—	—	8,221	259	8,480	—	8,480
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,644	3	1	1,954	284	3,887	—	3,887	△3,887	—
計	7,268	1,724	878	1,954	284	12,109	259	12,368	△3,887	8,480
セグメント利益 又は損失(△)	△276	146	35	161	△3	63	△9	54	△43	11

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及びシンガポール並びに上海の現地法人の事業活動を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 当第1四半期連結会計期間より、平成27年5月に設立したアイホンUKを新たに連結子会社としており「欧州」セグメントに含めております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの名称の変更)

当第1四半期会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「米国」から「北米」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1 日 至 平成26年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4月 1 日 至 平成27年 6月 30日)
1 株当たり四半期純利益 又は 1 株当たり四半期純損失(△) (算定上の基礎)	△0円35銭	4円11銭
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△6	67
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四 半期純利益又は親会社株主に帰属する四 半期純損失 (△) (百万円)	△6	67
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,521,419	16,312,512

(注) 1 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却の決議)

当社は、平成27年 8月 4日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式消却の理由

資本政策の一環として、自己株式の消却を行うものです。

2. 自己株式の消却の内容

消却する株式の種類 当社普通株式

消却する株式の数 2,454,128株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 11.87%)

消却予定日 平成27年 8月 10日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月6日

アイホン株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 則 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 井 明 紀 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイホン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 周作
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長市川周作は、当社の第58期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。